

# 農業振興条例に基づく 助成金交付の流れ

申請者から助成等事業計画書  
(第6号様式)を市へ提出  
※助成を受けようとする前年の10月末日締切

千歳市営農指導対策協議会にて計画の審査  
(4~5月)

承認

市から申請者へ認定通知を送付

申請者から、市へ助成金交付申込書  
(第7号様式)の提出  
※助成等事業計画書(第6号様式)と整合性が  
図られるよう留意願います。

承認

市より申請者へ交付決定通知

事業終了後、1か月以内に事業完了報告書  
(第13号様式)を市に提出  
※添付書類の確認をお願いします。

## 【留意事項】

- 交付決定通知より前に事業に取り組みないようにしてください。
- 事業計画に変更が生じた場合は、変更手続きが必要となりますので、早急にご連絡願います。
- 不明な点につきましては、お問い合わせください。

～お問い合わせ先～

北海道千歳市東雲町2丁目34番地  
千歳市産業振興部農業振興課農産係  
電話 0123-24-0612

## 助成金 交付

申請者より請求書の提出

審査の結果、適正と認められた場合は  
額の確定通知を市から送付

